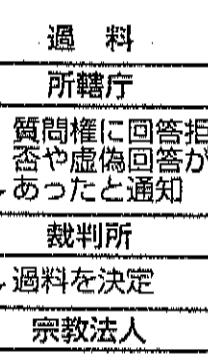
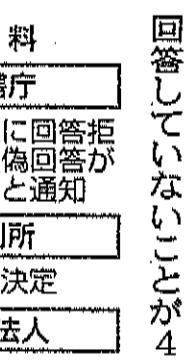


# 旧統一教会過料通知へあす宗教審議会開催100以上

## 過料通知へあす宗教審議会開催100以上

### 質問権行使

宗教法人法に基づく世界平和統一家庭連合（旧統一教会）への質問権行使で、教団側が100項目以上に回答していないことが4



解散命令や過料の流れ

**V** 宗教法人審議会 文化庁は昨年11月から質問権を計7回行使。宗教法人法に規定された文部科学相の諮問機関で、同法が定める事項について処理したり、文科相に意見を述べたりする。委員は宗教家や学識経験者から任命される。文科相が審議

文化庁はこれまで①組織運営や財産・収支②教會の意見を聞かなければならぬものとしては①宗教法人の規則や規則変更の不認証を決定する場合②質問権行使する場合③規則の認証を取り消す場合など。過料を科す場合に詮問する必要はない。

宗教法人法に規定された文部科学相の諮問機関で、同法が定める事項について処理したり、文科相に意見を述べたりする。委員は宗教家や学識経験者から任命される。文科相が審議

日、政府関係者への取材で分かった。これまでに報告を求めた項目の2割程度に該当する。文化庁は回答拒否に当たるとして、6日に宗教法人審議会を開いた上で、裁判所に過料を科すよう通知する。

文化庁はこれまで①組織運営や財産・収支②教會の意見を聞かなければならぬものとしては①宗教法人の規則や規則変更の不認証を決定する場合②質問権行使する場合③規則の認証を取り消す場合など。過料を科す場合に詮問する必要はない。

教法人法は、回答拒否や虚偽回答があれば、宗教法人の代表役員に10万円以下の過料を科すと規定している。裁判所が過料を決定した場合、教団側は不服を申し立てることができ。その後は減少し、封筒1通にとどまることがある。

回答拒否の項目が多数に上ることもあり、文化庁はさらなる質問権行使はしない方針。入手した資料や被害者への聞き取り内容を精査するなどして、解散命令の要件を満たすと判断すれば、宗教法人審議会を開いた上で東京地裁に解散命令を請求する。

旧統一教会側は、教団幹部が刑事事件に問われた例はなく、民法の不法行為は解散命令事由の法令違反に当たらず、質問権行使は違法と主張している。